

令和5年4月25日招集

## 第4回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和5年第4回狭山市農業委員会総会

---

令和5年4月25日(火曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後3時

---

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番 細田 幸司	5番 仲川 知範	6番
7番 小口 英吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀敏
10番 平本 洋章	11番 増田 棟順	12番 吉田 博幸
13番 渡邊 隆夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光弘 主幹 三ツ木 淳

---

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第4回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。  
本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 生産緑地のあっせんについて（依頼）
- ・農地あっせん台帳

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第4回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございます。  
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

## 議 事

議 長 只今から、第4回狭山市農業委員会総会を開催します。  
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。  
今回は、議席番号10番 平本委員と11番 増田棟順委員にお願いします。  
これより議案の審議を行います。  
最初に第4回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第5条の申請が入間川地区で1件、入曽地区で1件、堀兼地区で1件、柏原地区で3件、併せて6件です。  
農用地利用集積計画は、奥富地区で7件です。

議 長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。  
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしました。以前は雑草が繁茂していたが、今はきれいに刈り取られているところがありました。逆に、森のようになってしまっているところもあるので、今後も注意して見て回りたいと思います。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 農地の見回りをしたところ、段々と雑草が生え始めています。今後はさらに増えてくるとおそれるので、気をつけて見て回りたいと思います。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 これまで雑草が生えていた農地が、何か所かきれいになっていました。手つかずで放置されている農地もまだありますが、改善するよう、今後も声かけをしていきたいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 雑草については、一部、改善された畑もありますが、状況が変わらない農地もありますので、引き続き見て回りたいと思います。道路にはみ出した樹木については、農業委員として声かけをした方がよいでしょうか。

事務局 道路にはみ出した樹木の取り扱いについては道路維持課が担当になりますが、畑の適正管理という面で、農業委員さんから地権者に話をしてもよいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 先月のあっせん台帳に掲載の農地について、隣の農地を耕作している人に声かけをしたところ、もう少しきれいな状態であれば引き受けてもよいという話がありました。あっせん台帳には様々な農地が記載されていますが、貸し出したい農地の状態については、少し考えていく必要があるかと思います。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 奥富地区については、田んぼの準備がかなり進みましたので、畦は草刈りが済んできれいになっています。遊休農地は、改善が進んだところが2ヶ所ありました。また、利用権設定で7軒のお宅を回ってきました。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 草がだいぶ生えてきたので、ひどくならないように、声かけをしていきたいと思えます。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 農地の見回りをしましたが、雑草が青々としてきたので、引き続き見て回りたいと思います。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。  
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。  
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願います。  
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。  
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は利用権の設定が8筆、地目は全て田で、合計面積は28,807㎡です。  
所有権移転はありません。  
7件ありますが、全て受け人は奥富にお住まいの方で、令和2年10月25日に認定農業者となっています。

#### 1 件目

渡し人は上奥富にお住まいの方です。  
所在地は上奥富字山崎555番、地目は田、面積は3,549㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。

#### 2 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方です。  
所在地は大字下奥富字山崎932番、外1筆、地目は田、合計面積は4,811㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

#### 3 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方です。  
所在地は大字下奥富字山崎955番、地目は田、面積は1,967㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

4 件目

渡し人は下奥富にお住いの方です。

所在地は大字下奥富字弁天通 1 4 4 0 番、地目は田、面積は 8, 3 5 0 m<sup>2</sup>、権利の種類は 5 年間の賃貸借権設定です。

5 件目

渡し人は下奥富にお住いの方です。

所在地は大字下奥富字宮後 1 6 4 2 番、地目は田、面積は 1, 2 0 0 m<sup>2</sup>、権利の種類は 5 年間の賃貸借権設定です。

6 件目

渡し人は大字下奥富にお住いの方です。

所在地は大字下奥富字宮後 1 6 4 3 番、地目は田、面積は 1, 4 0 0 m<sup>2</sup>、権利の種類は 5 年間の賃貸借権設定です。

7 件目

渡し人は柏原新田にお住いの方です。

所在地は大字下奥富字原井 2 4 1 8 番、地目は田、面積は 7, 5 3 0 m<sup>2</sup>、権利の種類は 5 年間の賃貸借権設定です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂  
委員

議案番号 2 整理番号 1 について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字宮原 2 2 3 6 番 2、地目は畑、面積は 2, 1 5 0 m<sup>2</sup>です。  
農地区分につきましては、

- ・ 1 0 h a 以上の集団性がある いいえ
- ・ 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから 3 0 0 m 以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第 2 種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は入間市で型枠大工工事業を行っている法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。

また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、近隣の同意について、もう少し詳しい内容の記載が必要であると考えます。審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。

渡邊委員 近隣の同意について、どのような説明をしたのか、今後、紛争等が起こらないよう適切に対処するといったことを追記した資料を求めているかがでしょうか。

議長 ほかに質疑はありますか。  
無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字北入曾字下原36番5、地目は畑、面積は314㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。  
次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。  
委員 申請地は狭山市柏原字御所ノ内2411番2、地目は畑、面積は884㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で建設業を営んでいる法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字中新田字芝204番5、地目は畑、面積は135㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は休耕中です。事業計画者は川越市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号2整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野1448番21、地目は畑、面積は499㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます。

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂  
委員

議案番号2整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字上の原680番1、地目は畑、面積は440㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある はい
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は北本市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。  
次に、報告事項に移ります。  
農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、事務局から説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は2件10筆、面積が8,761㎡、  
地目「田」が2筆3,658㎡、地目「畑」が8筆5,103㎡、すべて相続による届出で、整理番号1番について、あっせんの希望がありますので、資料3 農地あっせん台帳も併せてご覧ください。  
次に、農地法第4条の規定による届出は1件1筆で、面積が442㎡、地目「田」で、転用目的は駐車場敷地です。  
次に、農地法第5条の規定による届出は7件9筆で、地目「田」が1筆、71㎡、地目「畑」が8筆、6,301㎡です。  
転用目的は、全て住宅敷地です。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
質疑はないようです。  
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【「農地あっせん台帳」について説明】

- 議 長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようです。  
次に生産緑地の幹旋について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 都市計画課より、別紙のとおり、1件のあっせんの依頼がありましたので、よろしくをお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようです。  
次に総合計画審議会委員及び都市計画審議会委員の推薦について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 任期満了に伴い市長部局より総合計画審議会委員及び都市計画審議会委員の推薦依頼が農業委員会にきております。  
つきましては、両審議会委員の推薦について、お諮りするものです。  
総合計画審議会委員につきましては落合委員が、都市計画審議会委員につきましては増田茂委員が務めていただき、更新につきましては、お二人の同意をいただいております。
- 議 長 説明がおわりました。  
質疑を受け付けます。  
質疑はないようです。  
引き続き、総合計画審議会委員には落合委員、都市計画審議会委員には増田茂委員を推薦させていただきたいと存じます。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、総合計画審議会委員は落合委員、都市計画審議会委員は増田茂委員を農業委員会から推薦させていただきます。  
落合委員、増田茂委員 よろしくをお願いします。  
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。  
その他について、委員から何かありますか。  
無いようですので、これをもちまして、第4回狭山市農業委員会総会を終了します。  
ご協力ありがとうございました。